

## ベネッセ 新横浜保育園 運営規程

### (施設の目的)

第1条 株式会社ベネッセスタイルケアが設置するベネッセ 新横浜保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 当園は、児童福祉法（以下「児福法」という。）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。
- 2 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供するものとする。
- 3 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。

### (名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ベネッセ 新横浜保育園
- (2) 所在地 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 11 新横浜スケートセンター 2階

### (提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省第117号）に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号。以下「市設備基準条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ横浜市で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1人

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用する子どもを全体的に把握し、園務を司る。

- (2) 主任保育士 常勤専従 1 人  
園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
- (3) 保育士 常勤専従 9 人 以上  
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 保育補助 非常勤専従 2 人  
保育に従事し、保育士の補助を行う。
- (5) 看護師 常勤専従 1 人  
利用する子どもの健康管理及び園全般の衛生管理を行う。
- (6) 調理員（栄養士含む） 常勤専従 2 人 非常勤専従 1 名 以上  
栄養士監修の下、本部で作成した献立に基づき、給食及びおやつ等の調理を行う。
- (7) 事務職員 非常勤専従 1 名
- (8) 嘱託医 1 人  
利用する子どもの健康診断及び健康管理を行う。
- (9) 嘱託歯科医 1 人  
嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

（保育・教育を提供する日）

第 6 条 当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く。

（保育・教育を提供する時間）

第 7 条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

（1）保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分までとする。

土 午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

（2）保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までとする。

土 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8 時間）の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後8時00分までとする。

土 午前7時30分から午後6時30分までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

| クラス | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 定員  | 6人  | 8人  | 10人 | 12人 | 12人 | 12人 | 60人 |

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 利用する子どもが小学校に就学するとき。

(2) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(3) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

(4) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(5) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとする。

3 当園は、特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 園は、日頃から消防計画や災害対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月1回以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 日々の特定教育・保育の提供の記録
- (2) 特定教育・保育の提供にあたっての計画
- (3) 特定教育・保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の市町村への通知に係る記録
- (4) 利用する子どもの保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(保育所の運営に関する重要事項)

第15条 職員は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合を除き、第三者に対し漏らすことのないよう、保持するものとする。

2 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用する子ども及びその家族に関する個人情報及び秘密事項を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

附則

- ・この規程は2018年4月1日から施行する
- ・2022年4月1日改訂
- ・2023年4月1日改訂
- ・2024年4月1日改訂

**別表**

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

★主食費(3歳児クラス以上) 2,000円/月

★副食費(3歳児クラス以上) 4,500円/月

※金額は今後、物価上昇等により変動する可能性があります。

※主食費、副食費は月単位でご請求いたします。日割り計算等はありません。

※アレルギー除去食など特別職の対応をしているお子さまも満額請求いたします。

※一ヶ月以上救済される場合、前月25日までに月極利用届(変更)をご提出いただければ、その月については請求いたしません。

※各市区町村ごとに副食費免除の制度がございますので、詳細は各市区町村へご確認の上、園にお申し出ください。

★その他実費

その他費用の支払を求める際は、あらかじめ書面にて保護者に対して説明を行い、同意を得た上でご請求いたします。

★遅延料金

閉園時刻以降もお子さまをお預かりした場合、30分につき1,000円をご請求いたします。

2 延長保育に係る利用者負担(横浜市延長保育料ガイドラインに基づく)

★対象時間帯(保育標準時間認定の方)

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 朝延長 | 7:00~7:30 | 夜延長 | 18:30~20:00 |
|-----|-----------|-----|-------------|

★対象時間帯(保育短時間認定の方)

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 朝延長 | 7:00~8:30 | 夜延長 | 16:30~20:00 |
|-----|-----------|-----|-------------|

★利用料金(30分あたり)

|         | きょうだい<br>区分<br>階層区分 | 第1子     | 第2子    | 第3子  |
|---------|---------------------|---------|--------|------|
|         | 1ヶ月利用               | C階層、D階層 | 1,700円 | 850円 |
| A階層、B階層 |                     | 850円    | 420円   | 0円   |
| 10日以内利用 | C階層、D階層             | 850円    | 420円   | 0円   |
|         | A階層、B階層             | 420円    | 210円   | 0円   |

★夕おやつ・夕食

18:30~19:00をご利用される全てのお子さんには、「夕おやつ」を提供します。

19:00以降をご利用されるお子さんには、「夕おやつ」もしくは「夕食」どちらかを事前

にお選びいただき、提供いたします。上記の利用料金に加えて、下記に基づいた金額を請求します。

|      |         | 「月極」料金 | 「1日単位」料金 |
|------|---------|--------|----------|
| 夕おやつ | C階層、D階層 | 2,500円 | 120円     |
|      | A階層、B階層 | 1,250円 | 60円      |
| 夕食   | C階層、D階層 | 7,500円 | 370円     |
|      | A階層、B階層 | 3,750円 | 180円     |